

みんなで ともに 乗り越えよう

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。

その中で、町がどのような取り組みをしているのかをお知らせします。

野田聖子総務大臣がまち・なみ・まるしえを訪問されました



9月6日、野田聖子総務大臣が浪江町仮設商店街「まち・なみ・まるしえ」を訪問されました。

浪江町名産品の買い物に加え、「海鮮和食処くろさか」で町長、議長および他自治体からの応援職員4名と会食され、様々な意見交換が行われました。



問 企画財政課企画調整係 TEL 0240 (34) 0240

原発事故による損害賠償でお困りの方へ ADRセンターが無料で和解仲介します

東京電力の提示金額に納得できない方など、どなたでも当センターをご利用いただけます。現在の申立て以外の損害についても、申立て可能です。また、裁判よりも手続きが簡便かつ無料※1で、ご本人様お一人でも申立てができます。証拠書類がない場合でも申立て可能であり、仲介手続の中で、センターの調査官が不明な点を丁寧にお伺いします。

手続が終了している20,778件のうち、8割強である17,104件※2が和解成立に至っています。

※1 送料等の実費は発生します。 ※2 平成29年8月末現在の件数です。(速報値)

最近の和解事例

居住制限区域（浪江町）から県外に避難して退職を余儀なくされ、避難先で再就職した申立人の就労不能損害について、事故前の仕事は公務員に準ずるものであり安定性の高いものであったこと、帰還できるようになれば復職する可能性があること等の事情を考慮して、平成27年9月分までの減収分（影響割合10割）が賠償された事例（和解事例1181）。

※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。

お問合せ先

原子力損害賠償紛争解決センター 無料電話 0120 (377) 155



▲総会の様子



▲フラワーオークションジャパン佐無田常務による講演の様子

浪江町花卉研究会 設立総会が開催されま した

浪江町花卉研究会は、花き産
業の振興を目指し、組織名を
「花・夢・想みらい塾 浪江町花
卉研究会」と改め、8月19日(土)に

設立総会を開催しました。また、
設立を記念し、東京の大田市場
花き部門で活躍されているフラ
ワーオークションジャパンより
ゲストをお招きして、基調講演
会を開催しました。
新生浪江町花卉研究会の活躍
にご期待ください。

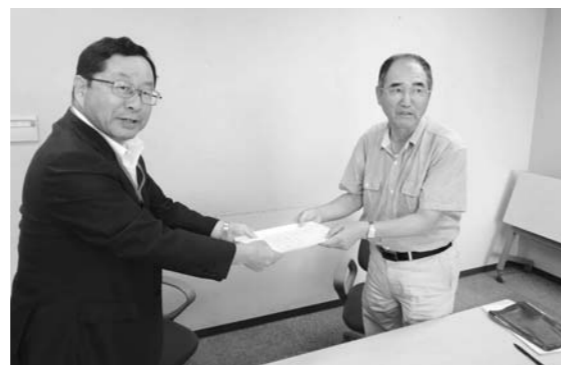
☎ 産業振興課農政係 ☎ 0240(34)02445

町の農林水産業 再生に向けて

藤橋地区より基盤場整 備の調査計画の要望書 が提出されました

8月8日(火)に、藤橋地区より
基盤場整備事業の調査計画の要
望書が町へ提出されました。
今回の要望は、震災後初の基
盤整備事業の要望となります。
藤橋地区を中心に、隣接する
酒田、西台、北幾世橋の一部を対
象として調査を行っていく予定
です。
限られた担い手で、効率的に

農地を活用できるよう、用水の
パイプライン化や農道整備、不
整形区画の整形大区画化等を計
画していきます。
現在、町内で行う基盤整備事
業は事業費の地元負担なしで実
施できます。(ただし、土地改良
区への受託費として事業費の2
%の負担は必要です)
震災により、町の農業は多く
の課題を抱えています。基盤
整備事業を通じて解決を目指し
地域の活動を町は支援してい



浪江町と東邦銀行は包括連携 協定を結びました



8月31日、地方創生と東日本大震災からの復興、地
域の活性化および住民サービスの向上に資することを
目的として、浪江町と株式会社東邦銀行は、「包括連携
協定書」を締結しました。

☎ 企画財政課企画調整係 ☎ 0240(34)0240

幾世橋集合住宅への入居が 始まりました

帰町された方、新たに町民になった方が安心して暮
らせるように町が整備を進めてきた幾世橋集合住宅が
完成しました。

この住宅は、鉄筋コンクリート5階建て40戸の集合
住宅で、2棟で計80戸あり、エレベータやスロープが
設置されています。

8月29日に行われた竣工式では、入居者代表の柴崎
裕史さんに町長から鍵の引渡しが行われ、同日から入
居開始となりました。



☎ 住宅水道課住宅係 ☎ 0240(34)0232

農業委員会だより *第2回*

農地転用は農地法の手続が必要です

農地は地域における限られた貴重な資源であり、荒
廃、乱開発を防止して優良な農地を確保するため、農地
を農地以外のものに転用する場合は、農地法の許可が必
要です。

所有する農地を転用する場合は農地法第4条の規定に
よる手続、転用する目的で売買や貸借をする場合は農地
法第5条の規定による手続が必要となります。また、面
積や目的等、申請内容によって許可権者が変わります
(福島県知事または浪江町農業委員会会長)。

許可の要件としては、立地基準(当該農地の営農条件等
からみた農地の区分に応じた基準)と一般基準(周辺農地
へ影響がないか、確実に転用できる計画か、等)の両方を
満たす必要があります。許可が可能な農地であるかどう
かは、申請される前に農業委員会へご相談ください。

なお、無断で転用した場合には原状回復命令等の処分
を受けることがあります。

※申請書の提出は毎月10日が締切りです。

※申請内容によっては、許可までに時間を要する場合が
ありますので、計画がある場合はお早めにご相談くだ
さい。

帰還するための住宅を
農地に建築したい



こんな時は
農業委員会へ!

☎ 浪江町農業委員会事務局 (産業振興課内)
☎ 0240(34)0245

町内で営業を 再開しました

☎ 産業振興課商工労働係
☎ 0240(34)0247

住設メンテサービス

代表 木幡 敏政

〒979-1505

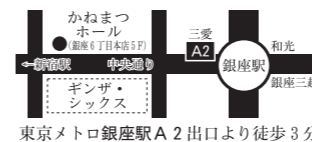
浪江町大字苧宿字鹿畑37-2

☎ 090(3368)4654 ☎ 0243(24)7212

ここからは広告です。

第42回 煌心同人書展

第42回展を開催いたします。ご高覧いただきたくご案内申し上げます。



◇とき 平成29年10月18日(水)~22日(日)
11時~18時 初日13時開場
最終日16時閉場
◇ところ 銀座かねまつホール・5F
電話03・3572・6285

煌心書道会 会長 松崎 龍翠(俊憲)

出品同人(相双地区関係)

愛澤 奏剣(哲生) 風越 閑邨(清孝)
金澤 紫苑(由美子) 東海林白扇(アキ子)
鈴木 葉光(千津子) 只野 翠苑(典子)
芳賀 祥緑(裕子) 堀本 幽洞(雄一郎)
煌心書道会同人(幹部)45名の書展です。

主催 煌心書道会 後援 産経新聞社

煌心書道会配送センター 〒964-0915 二本松市金色401-8
電話 0243-24-1960